

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 令和2年度 美里町特別職の職員の報酬等審議会

2 開催日時 令和2年11月24日(火)
午前10時から午前10時30分まで

3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室

4 会議に出席した者

- (1) 委員 尾崎委員、菊地委員、木下委員、黒沼委員、森委員、渡邊委員
- (2) 事務局 総務課 佐々木課長、門間課長補佐
- (3) その他 相澤町長

5 議題及び会議の公開・非公開の別

- (1) 会長の選出 公開
- (2) 職務代理者の指名 公開
- (3) 議事録署名人及び会議書記の選出 公開
- (4) 諮問事項の審議 公開

6 非公開の理由 なし

7 傍聴人の人数 なし

8 会議資料

- 資料1 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- 資料2 美里町特別職の給与、報酬等改定状況
- 資料3 期末手当支給率改定による影響額
- 資料4 美里町特別職の職員の報酬等審議会条例

9 会議の概要

議事の概要

- (1) 会長は、渡邊委員とする。
- (2) 職務代理者は、尾崎委員とする。
- (3) 会議録署名委員は黒沼委員、森委員とし、会議録書記は事務局とする。
- (4) 諮問事項について、資料に基づき事務局より説明がありその内容を審議した結果、全会一致で異議がない旨答申することとなった。

【発言内容の記録】

佐々木課長 それでは、美里町特別職の職員の報酬等審議会を開会させていただきます。

まず初めに、美里町町長相澤清一からごあいさつを申し上げます。

相澤町長 皆さんこんにちは。本日は、公私とも大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。美里町特別職の職員の報酬等審議会委員の委嘱に当たり、一言、あいさつ申し上げます。

皆様には、日頃から本町の行政運営に対しまして、御理解と御協力をいただいているところに、あらためて感謝を申し上げます。

コロナ感染もなかなか収束の目処が立ちません。むしろ、第3波による感染拡大が広がっており、そういう面では危機感を持っております。隣の大崎市長も感染したということで、ひたひたと我々に忍び寄っているのかなと、そういう思いをいたしております。改めて、これからもしっかりと対応していかなければいけないということを、しっかりと考えていきたいと思っているところでございます。先日も、コロナ感染の対策本部会議を開催して、これから冬に向かって感染拡大、混合感染が非常に懸念されるということで、新たに危機意識を持ったところでございます。そういう中で本町もその対応を急がなければならぬと思っているところでございます。

さて、令和2年10月7日に人事院から一般職の国家公務員を対象とした特別級に係る勧告がなされました。本町では、これまでも人事院勧告を尊重し給与改定を実施してまいりました。本年度も、町の一般職の職員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、改定する見込みであります。本町の議会議員、町長、副町長及び教育長の職にある者の報酬等を改定するに当たっては、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例に基づき、町内の公共的団体等の代表者などで構成する同審議会から意見を聴くこととなっておりますことから、本日、皆様にお集まりいただき、開催するものであります。

特別職の職員については、一般職の職員の給与改定に準じて改定をしたいと考えているところではございますが、審議会委員の皆様の御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

佐々木課長 次に会長の選出を行う必要がありますが、選出するまでの間、町長を仮座長に進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、本審議会は、美里町情報公開条例第21条の規定により、実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議は、公開するものとするとしてされており、公開を基本としておりますので一般の方の傍聴が可能となっておりますので、御理解願います。

それでは、町長よろしくお願いいたします。

相澤町長 それでは私が暫時、仮座長を務めさせていただきます。最初に委員の紹介を事務局から願います。

総務課長 それでは、委員の皆様を御紹介申し上げます。順不同でお名前をお呼びいたしますので御了承願います。

(別添、美里町特別職の職員の報酬等審議会委員名簿のとおり読み上げる。)

相澤町長 それでは会長の選出に移ります。会長の選出は、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、「委員の互選により定める」とあります。どなたを選出するか、委員皆様にお諮りいたします。どなたか、御発言ございませんか。

なかなか私がやるという方もおりませんので、事務局に一任させていただいてよろしいですか。

(はいの声)

相澤町長 では、事務局からお願いいたします。

佐々木課長 それでは、事務局の案といたしましては、渡邊委員にお願いできればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

相澤町長 事務局案として、渡邊委員とのことであります。御異議がなければ、拍手で御承認をお願いいたします。

(一同拍手)

相澤町長 ありがとうございます。会長に渡邊委員が選出されましたので、仮座長はここまでとなります。渡邊会長に議長に就任いただき、この後の議事について、よろしくお願いいたします申し上げます。

総務課長 それでは、議事に入る前に、会長に選出されました渡邊様に諮問書をお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

(町長が諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

総務課長 ここで、町長は退席いたします。

相澤町長 よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、渡邊会長に議長に就任いただき、議事を進めてまいります。議長就任に先立ちまして、渡邊会長から一言、委員皆様にごあいさつをいただければと思います。

渡邊会長 改めまして、おはようございます。只今、御指名いただきました渡邊です。しばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。皆様から忌憚のない御意見をいただきながら、進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

渡邊会長 只今、町長から諮問を受けましたが、まず、本審議会の運営についての議事がありますので、次第に則って進めてまいります。

それでは議事の1番「職務代理者の指名」ですが、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することになっています。指名させていただきます。尾崎委員にお願いしたいと思いますが皆さんいかがでしょうか。

よろしいですか。

(はいの声)

渡邊会長 議事の2番に移りたいと思います。「議事録署名人及び会議書記の選出」ですが、こちらから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

渡邊会長 それでは指名させていただきます。会議書記は事務局でお願いします。議事録署名人については黒沼委員、森委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はいの声)

渡邊会長 議事録作成につきましては、一字一句の表現でなく、全文筆記ということで、各委員の発言を記録するというのでよろしいでしょうか。

(はいの声)

渡邊会長 議事の3番に移りたいと思います。「諮問事項の審議」に入ります。お手元に資料が配布されておりますので、事務局から説明をお願いします。

門間補佐 皆さんおはようございます。事務局を担当しております課長補佐の門間と申します。よろしくお願いいたします。私の方から、今回諮問させていただいた内容の補足の説明をさせていただきます。本日、お配りしている会議資料ですが、次第の他に資料1から資料4まで4種類お配りさせていただいております。こちらに沿って説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、資料1をご覧ください。こちらの資料に関しましては、先ほど町長からもお話がありました。現在、国の方で特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が

審議されている状況でございます。美里町におきましても、国の方針に沿った形で、国と同様の提案をさせていただいております。内容としましては、特別職のボーナスを令和2年12月期から改定するという事で、今まで年間3.40月分でしたが、0.05月分引き下げまして、年間3.35月分に改定するという内容でございます。施行期日に関しましては、国と同様に、改定については公布の日とし、一部改定は、令和3年4月1日からとしております。この令和3年4月1日からの改定につきましては、令和3年度以降の各期の支給率について、4月1日以降に適用する内容となります。資料を1枚めくっていただきまして、こちらは衆議院での審議状況の資料を付けさせていただいております。現在、こちらの法案につきましては、11月18日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議中の状況でございます。国会の方では、このまま可決される見込みでございますので、今回、特別職の報酬につきまして提案させていただくものでございます。

続きまして資料2をご覧ください。こちらに関しましては、合併以降の特別職の報酬を一覧表にしたものとなります。今年度につきましては、令和2年度の欄をご覧くださいと思います。上段、下段に記載しており、上段のカッコがついた割合が昨年度改定を行った支給率となります。6月、12月ともに100分の170となり、年間で100分の340の支給することとしておりました。その下、2段目が今回審議いただく内容となります。6月期に関しましては、100分の170で既に支給しているため、今回、12月期の支給を0.05月分引き下げ100分の165支給し、令和2年度の年間支給率は100分の335となります。なお、令和3年4月1日以降の率に関しましては、6月、12月とも100分の167.5となり、年間支給率100分の335を二分し支給することとなります。

下の表につきましては、特別職の月額報酬・報酬の推移の一覧となります。町長、教育長、議員等それぞれ例規で規定された額となっております。町長、副町長、教育長に関しては、毎年度一定割合を減額させていただいている状況で、令和2年4月から令和3年度3月までにつきましては、月額報酬を10%減額させていただいている状況でございます。

続きまして資料3をご覧ください。こちらは、期末手当支給率改定による影響額ということで、今回の改定により0.05引き下げられた場合、どの程度の金額が削減されるかを示した表でございます。町長については38,835円の減額、副町長については28,800円の減額、教育長については23,670円の減額でございます。中段の表、議長については16,250円の減額、副議長については12,350円の減額、議員については11,500円の減額となり、議員全

体の額としまして189,600円の減額となります。特別職の影響額を合計しますと年280,905円の減額となります。

資料4につきましては、本審議会の条例の写しとなりますので、各自ご覧いただければと思います。以上、今回の諮問内容についての説明とさせていただきます。

渡邊会長　　今、事務局から説明がありました。このことについて委員皆様から、忌憚のない御意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。何か、今、事務局から説明があったことについての御意見をいただきたいと思います。

尾崎委員　　0.05か月引き下げになったという、これは、国家公務員の給与改定に準じているとのことだが、なぜ0.05か月分になったのか、その理由をお聞かせください。

佐々木課長　それでは、只今の件について御説明申し上げます。人事院勧告の具体的な内容となりますが、国の人事院においては、毎年度、国家公務員の給与及び賞与をどのくらいにすべきか約12,000の民間事業者等の調査を行った上で政府に勧告する形がとられております。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、この人事院勧告につきましても、通常ですと8月に国に示されますが、感染症の影響で調査が進まず、10月7日に人事院から国家公務員の給与等の勧告がなされたところでございます。その調査で、昨年8月から今年7月までの1年間の民間の給与の支給実績、支給割合を調査した結果、民間の支給割合については、前年度より0.05パーセント下がっているという結果が出たことから、今回、公務員の支給割合につきましても0.05か月下げるべきだという勧告をいただいた状況でございます。

渡邊会長　　今、0.05か月分なぜ下げたのかという根拠を示されましたが、これに対して皆さんいかがでしょうか。その関連したお話などいただければ幸いですと思いますが、その他ございませんか。

(ありませんの声)

渡邊会長　　なければ、審査会の意見をまとめることとなります。これまでの審議の内容から、特別職の職員の期末手当について、諮問どおり引き下げるとした答申でよろしいですか。

(はいの声)

渡邊会長　　ありがとうございます。では、議事の4番「答申」となります。事務局でこれまでの議論を踏まえ答申を用意願います。その間、暫時、休憩とします。

(休憩)

渡邊会長 それでは、再開します。事務局から答申案が皆様のお手元に配付されたと思います。答申案を読み上げます。

（答申（案）を読み上げる）

以上です。委員皆様、よろしいでしょうか。

（はいの声）

渡邊会長 それでは、議事の一切を終了いたしました。以上で議長の任務を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

佐々木課長 慎重な御審議いただきましてありがとうございました。早速、町長に答申書を提出させていただきたいと思います。

なお、本日の会議の報酬及び費用弁償につきましては、町に債権者登録いただいている委員皆様の口座に12月中に振り込みさせていただきます。

以上をもちまして、美里町特別職の職員の報酬等審議会の一切を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年 12月 14日

委 員 黒沼篤司

委 員 森 芳四郎